

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

広島市長 松井 一寛

市町村名 (市町村コード)	広島市 (34100)
地域名 (地域内農業集落名)	可部・安佐 (境原、幸神、魚切、小野原上、小野原中、名原、三国、本郷、高畑、川井、岩宿、長沢、間の平、野冠、宇賀、瀬谷、鹿の巣、追崎、高山、毛木1区、毛木2区、毛木3区、毛木4区、毛木5区、毛木6区、後山1区、後山2区、後山3区、後山4区、後山5区、後山6区、宮野、筒瀬1区、筒瀬2区、筒瀬3区、筒瀬4区、筒瀬5区、筒瀬6区、筒瀬7、8区、高野、小浜、宇賀井野、沢田、小峠、平、黒瀬、大佛、三根、本郷、三谷、横山谷、堂原河内、西山郷、明見谷、楓原、箕越、西部、大釘、鈴張1区、鈴張2区、鈴張3区、鈴張4区、鈴張5区、鈴張6区、鈴張7区、鈴張8区、鈴張9区、鈴張10区、鈴張11区、鈴張12区、鈴張13区、鈴張14区、鈴張15区、鈴張16区、鈴張17区、鈴張18区、野原、次良水、畑、烏帽子、まき原、行根、生砂、猪の子、関の内、上畠、権現、宇津、油木、右平、布、毛木、竹坂、此、土居、古市、上行森、下行森、姫瀬、中河内、大野、今井田、柳瀬、荒下、中大毛寺、上大毛寺、勝木、中綾ヶ谷、大畑、滑の下、滑の上、本郷、洞庭、大杉、浜ヶ谷、根の谷、川東、代田、高谷、草田、野平谷、ひ山、上町屋第1区、上町屋第2区、上町屋第3区、上町屋第4区、上町屋第5区、下町屋第7区、桐原第14区、桐原第15区、桐原第16区、桐原第17区、桐原第18区、桐原第19区、桐原第20区、桐原第21区、南原第22区、南原第23区、南原第24区、南原第25区、九品寺、城表、上中上組、上中西組、上原西組、上原上組、上原下組、上原前組、上原中組、台)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月11日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【地域の基礎的データ】出典：農林業センサス(2020年) 総農家数：1,109戸 基幹的農業従事者数(うち65歳以上の割合)：340人(84.1%) 認定農業者数：27経営体 認定新規就農者数：0経営体 地域の主たる生産品目：米、葉物野菜</p> <p>米については経営規模の小さい農家が多く、自家消費や縁故米などでの消費が多い。 葉物野菜については活力農業者を中心にハウス栽培が多く行われ、市場出荷やスーパーとの契約栽培が行われている。</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>農業経営が維持できるよう栽培品目や各地域に応じた施策を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲については自己管理を中心とし、管理できない農地については作業委託や担い手への集約を進める。 ・葉物野菜は認定農業者等がハウス栽培を中心に作付けし、市場出荷や契約栽培を行うことで経営規模に応じた売り上げを確保する。 ・飯室・小河内地区の耕作放棄地を活用して麦類など手間のかからない作物を栽培し、6次産業化を進めて地域の特産品化を目指す。 ・大林地区において有害獣出没を防ぐための里山整備に取り組み、水稲栽培を通じた都市農村交流と地域活性化を図る。 ・市街地に近い利点を生かし、産直市やスーパーとの直接取引をすることで農業所得の安定化を図り、後継者の育成に努める。 ・農福連携に取り組む事業者を支援し、遊休農地の活用と6次産業化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	697.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	697.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
面積が広く耕作条件の良い農地は担い手への集積・集約化を進め、作業の効率化を目指す。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理制度を周知し、期限が満了する利用権設定を随時農地中間管理機構による貸借へ移行させる。新たな担い手への農地集積は農地中間管理制度を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
認定農業者等の担い手や地域のニーズに応じて、基盤整備事業の実施を適宜検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
半農半Xの取組みモデルの提案 区や広島市農業振興センター、JAや地元と連携して担い手を育成・確保する。
(5) 農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域主体による鳥獣被害対策の集落点検マップづくりや連絡網の整備、新たな捕獲人材を地域で育成していく。
- ② BLOF理論による有機農業に取り組み、品質の向上を図る
- ③ドローンによる農薬散布やリモコン式自走草刈機による畦畔除草など、栽培管理の省力化に取り組む
- ⑦急峻な農地や極小の農地等集積化が難しい場所については、日本型直接支払制度等を活用しながら維持管理を地元の保全グループ等に委託することにより農地保全をしていく。